

農業経営における税額算定支援システム

第1報 法人化支援

長 田 幸 浩・菊 地 敬 子

(宮城県農業センター)

Decision Support System for Tax Accounting in Agricultural Management

1. Support for incorporation

Yukihiro OSADA and Keiko KIKUCHI

(Miyagi Prefectural Agricultural Research Center)

1 はじめに

宮城県内の農業法人の数は、ここ数年で飛躍的に拡大している状況にある。また、その法人へのアンケート調査の結果では、法人化した理由として多かったのが節税などの経済的効果への期待であった。

しかし、節税効果の期待については、税額計算の仕組みが極めて複雑なため、単純に個人の農業所得に対する税額と法人化後の税額を比較して節税効果を測定することは困難である。その理由として、個人に係る所得税においては、所得控除がその人や家族によって大きく異なる点、また、農業所得である事業所得だけが経営者の所得ではないという点、さらには農業保護のための租税特別措置法による税額算定の容認事項が多く複雑であることなどによる。一方、

法人の場合には、法人の利益の算定の方法（企業会計に基づくもの）と法人税法での課税所得の算出（課税公平の原則に基づくもの）の仕組みが根本的に異なるために、節税効果を測定することが大変難しくなっている。

そこで、この支援システムは、法人化した場合の節税の効果をできるだけ正確に算出するために、まず、経営者の個人の所得税額を適正に算出すること。二つ目にその経営条件の中での最小限の税額を算出すること。三つ目にこの最小限の税額と法人化した場合の税額を比較し節税効果を算出することを目的とした。

2 システムの内容

(1) 個別経営体の所得税額の計算及び最適値の算出

白色申告及び青色申告の税額を算出し、その差を比較できるシステムを試作した。白色申告では、個別経営体が税額を算出する場合の課税標準表に基づき計算させ、青色申告では、個別経営体の損益計算書を基に青色申告書様式に従って計算させている。

また、経営者本人の税額を算定するために、農業所得だけではなく、実際にあり得る所得（預金利子などの利子所得、農協出資に対する配当金などの配当所得、農地を貸し

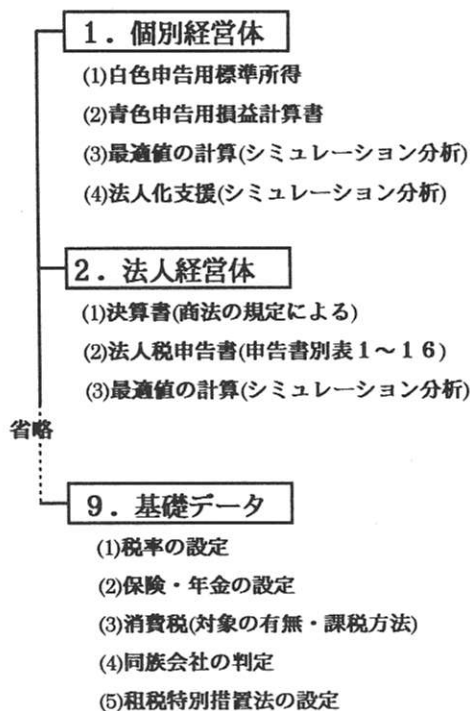


図1 農業経営税額算定支援システムの構成

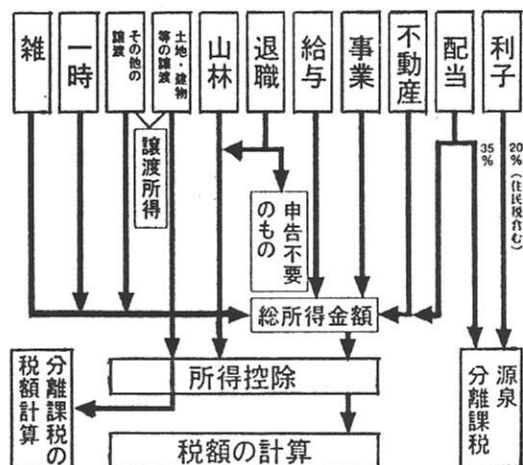


図2 個別経営体の所得税額計算の内容

た場合の地代である不動産所得、農産物を仕入れ販売した利益などの事業所得、農協の役職手当などの給与所得、山の立木などの売却益である山林所得、農地や農機具などの売却益である譲渡所得、転作奨励金などの一時所得、農業者年金などの雑所得)を含めて計算できるようにした。

さらに、この青色申告をしている個別経営体で、青色申告の特典を活用して、計算上での税額の最小値を算出するためのシミュレーションシステムを試作した。手順は次のとおりである。

- (a) 経営者Aの専従者給与控除前の農業所得の算出
- (b) 青色申告の特典の利用(専従者給与を除く)
- (c) 経営者Aの家族構成員の所得と課税所得の算出(扶養控除は除く)
- (d) 青色専従者の選択
- (e) 所得控除(扶養控除、医療費控除等)額と青色専従者給与額との自動調整(誰が誰を扶養し、誰が給与をどのくらいもらえば家族全体の税額が最小になるかの組み合わせを考え、最小値を算出する。)

(2) 法人化する場合の税額の計算

(1)で算出した個別経営体の最小値と比較しながら、法人化した場合に適用されるいろいろな条件を加味してシミュレーションを行い、どの条件ならば節税を目的とした法人化によりどの程度の効果が期待できるのかを算出できるシステムを試作した。

ただし、法人税額の算出には企業会計(商法の規定)に基づく決算を行うことが前提であるが、シミュレーションの場合は個別経営体の青色申告書の損益計算書から自動的に転記するようにした。

手順としては、法人の利益から課税所得への誘導、決算調整事項の確認、申告調整事項(任意的申告調整事項及び必須的申告調整事項)を確認し、納付する法人税額を導く。

既に法人化されている場合は貸借対照表、損益計算書、利益処分及び損失処理、付属明細書等の決算書(商法の規定)、実際の法人税の申告書(申告書別表)の入力により税額計算及びシミュレーション分析による最適値の計算ができる。

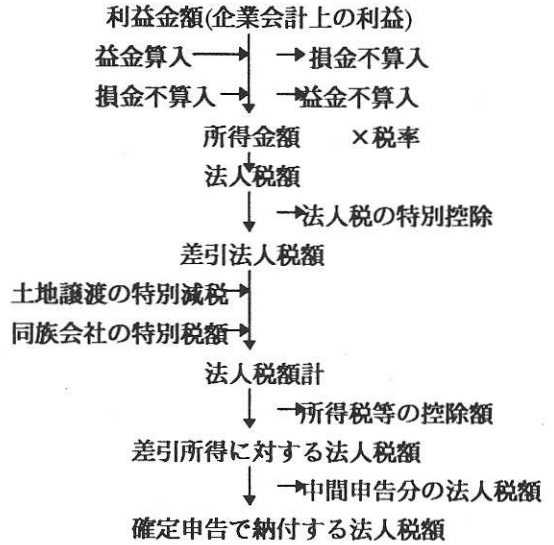


図3 法人税額計算フローチャート

(3) 基礎データ

基礎データは、法人化の目的の一つとされる社会保険や労働保険だけでなく、あまり実際の指導では触れられていない消費税の取り扱いや農業法人に多い同族会社の判定、税法以外の規定である租税特別措置法の設定など、実際に農業経営で直面する基礎データを加味している。

3 システムの特徴と活用方法

このシステムは、農業改良普及員等が税の知識を理解しながら、適正な税額を算定できるようになるための学習ソフトという視点で試作している。そのために画面での説明とマウスでの数値入力だけに簡略化し、普及活動のプレゼンテーションにも利用できるように、数値の変化は画面のグラフと連動してビジュアル化した。

なお、シミュレーションでの最小値は、あくまで仮想計算上での数値であるので、実際とは必ずしも一致しないことに注意する必要がある。

なお、このシステムはMS-WINDOWS 3.1上のMS-EXCEL(VER 5.0)で作成している。